

寛容の民法論研究会について

COLTEM | Collaboration center of Law, Technology and Medicine for autonomy of older adults

2023年8月11日

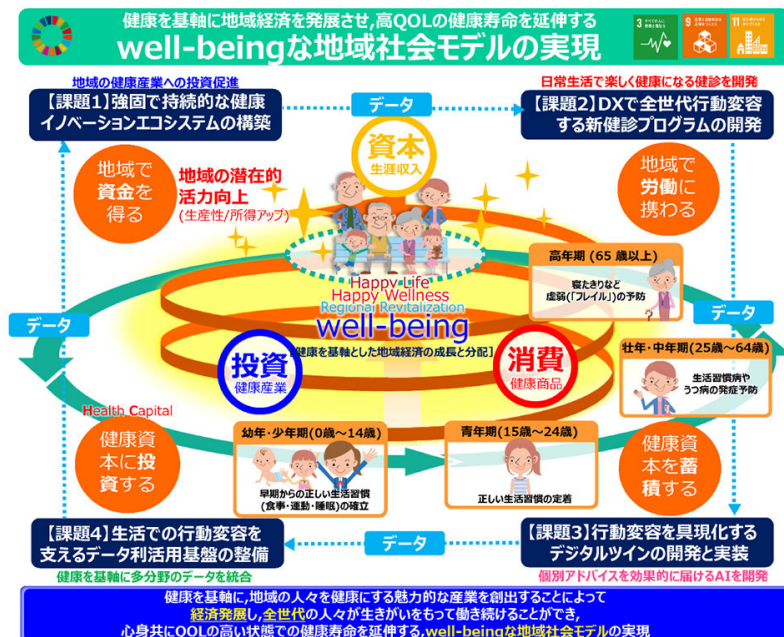
HIROSAKI COI-NEXT

京都府立医科大学
一般社団法人日本意思決定支援推進機構
成本 迅

COI-NEXT



健康を基軸とした経済発展モデルと
全世代アプローチでつくる well-being 地域社会共創拠点
The Center of Well-being Regional Society Innovation





座長 小賀野晶一
千葉大学名誉教授
京都府立医科大学客員教授



包摂的コミュニティプラットフォームの構築

(1) サブ課題A「社会の寛容性向上策」

社会問題となっている社会的孤立が発生する可能性のある複数の地域生活圏において、最新のデジタル技術と、リアルでナラティブな互助やまちづくり手法を融合させることにより、従来の再生期間(約10年)の1/2程度で地域のソーシャル・キャピタルの充実化を実現する。これにより多様な人々が集うコミュニティにおいて生きづらさを抱えた人やその家族を含めた住民の寛容性を向上させ、一人一人の多様な幸せを実現する技術を開発・実装する。

- テーマ① 戸建て団地等の再生と寛容性の向上に資するコミュニティ再生のためのガイドライン&パッケージの開発
- テーマ② 自治体や企業が日常的に使用可能な包摂性に関する指標の開発
- テーマ③ 生きづらさを抱える人々への最新技術を活用したサポートや当事者と非当事者が日常的に交流する空間づくり
- テーマ④ 非当事者を含めた社会全体において多様性への理解を促進する社会技術の開発

障害者権利条約

- 障害者権利委員会からの日本への質問
 - 障害者が法律の前にひとしく認められる権利を制限するいかなる法律も撤廃すること。民法の改正によるものを含め法的枠組み及び実践を本条約に沿ったものにする。事実上の後見制度を廃止すること。代替的意思決定を支援付き意思決定に替えること」

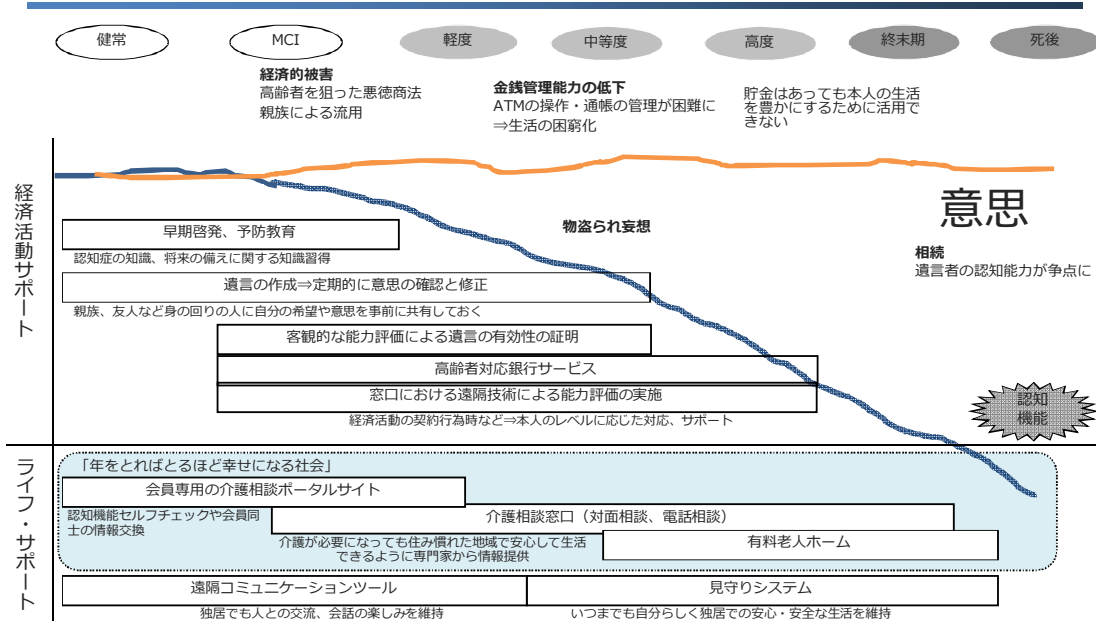
意思決定支援の諸相



寛容の民法論研究会
2023年8月11日

京都府立医科大学精神医学教室
成本 迅

高齢者の人生経過図



新・京都式オレンジプランについて



認知症になっても本人の意思が尊重され、
住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を目指して

京都式オレンジプラン 10のアイメッセージ

- 1 私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。
- 2 私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。
- 3 私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。
- 4 私は、地域の一員として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもってすごしている。
- 5 私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんですごしている。
- 6 私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずすごしている。
- 7 私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。
- 8 私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近になんでも相談できる人がいて、安心できる居場所をもってすごしている。
- 9 私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。
- 10 私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

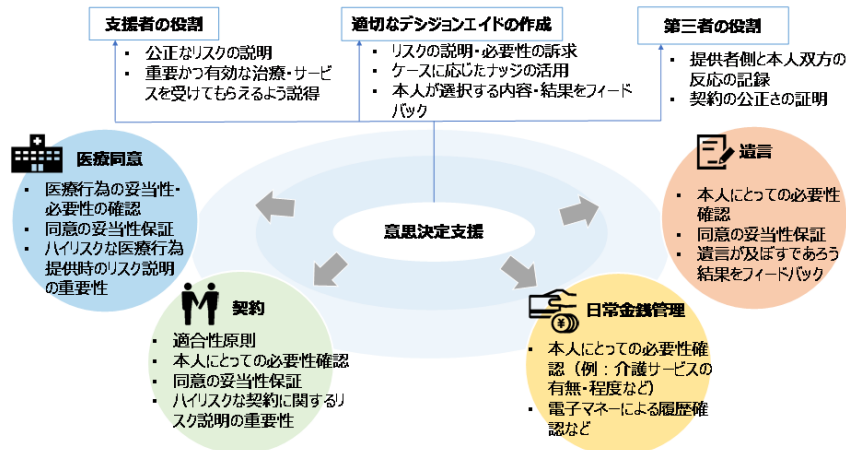
事業内容・成果物

- 2020年9月より三井住友信託銀行、京都信用金庫が正会員となり、事務局を京都信用金庫本店内に設置
- 京都府から委託の意思決定支援研修
- 金融機関職員向け検定試験（銀行ジェロントロジスト認定試験） 2021年1月より開始、現時点で10,000名以上の受験
- 教材などの監修（第一フロンティア生命、凸版印刷）
- 三菱UFJフィナンシャルグループ、ゆうちょ銀行予約型代理人制度の診断書の開発
- 遺言能力スクリーニング検査
- 認知機能チェックサービス
- 2022年9月より住友生命が正会員に参加

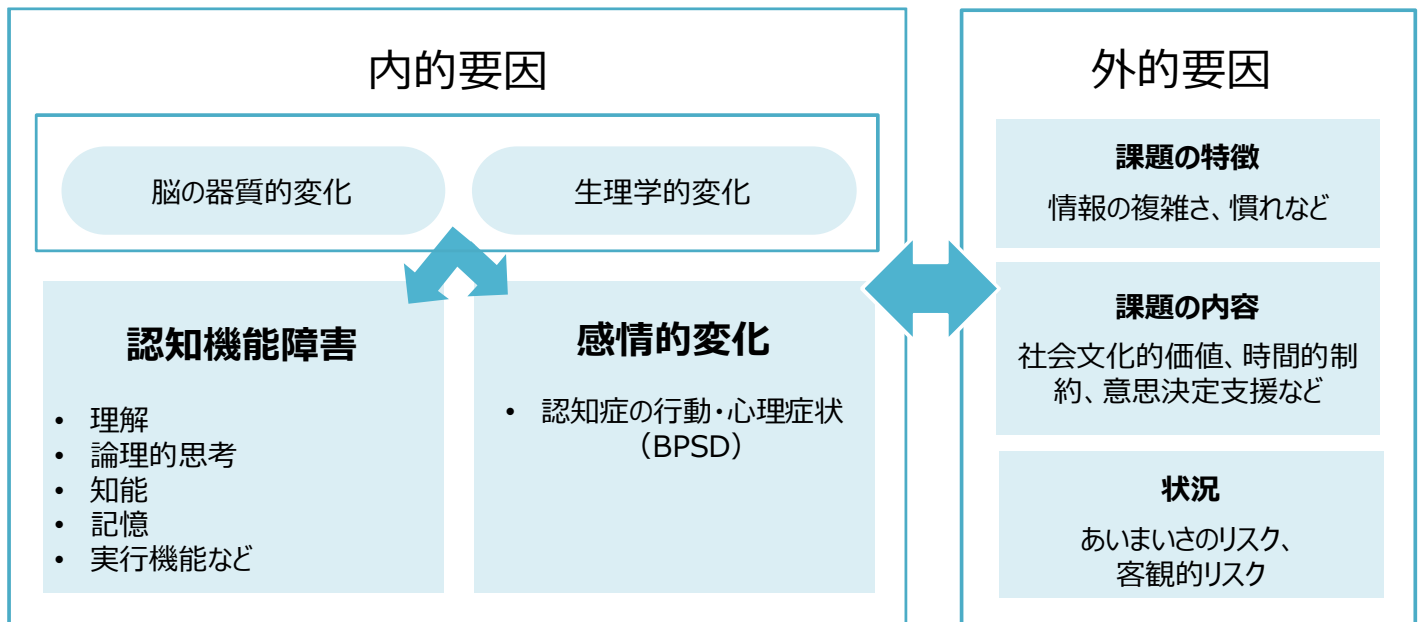


意思決定サポートセンター
DMSCJ 一般社団法人 日本意思決定支援推進機構
<https://www.dmsoj.com/>

一般社団法人「日本意思決定支援推進機構」業務概要図

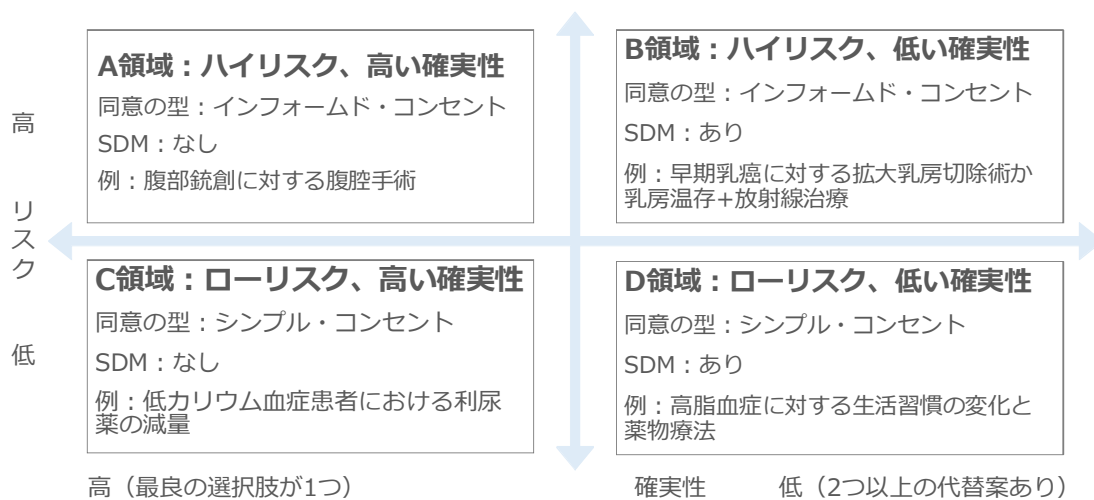


認知症高齢者の医療同意能力に影響を与える要因



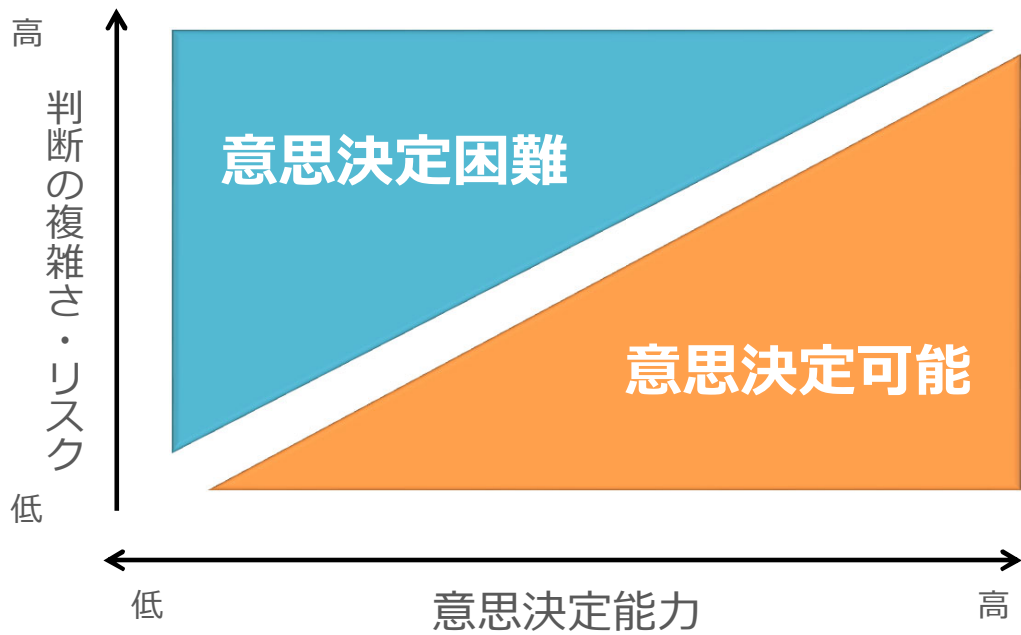
Sun W, et al. *Front Psychol* 750803, 2021.をもとに作成

4タイプの臨床状況における意思決定



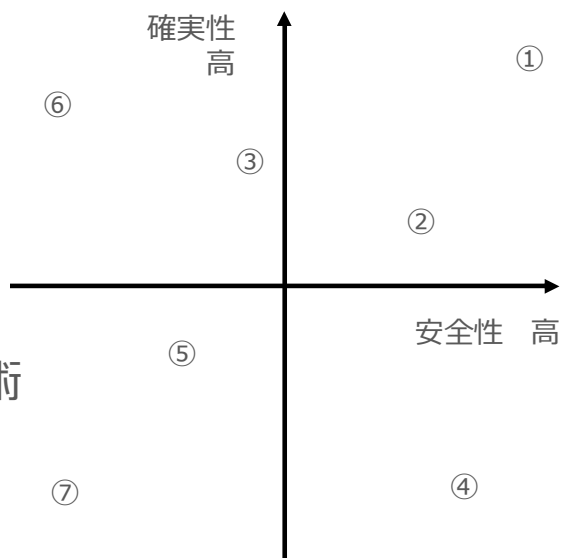
Whitney SN, et al. *Ann Intern Med* 140(1), 2004をもとに作成

「判断の内容」と「意思決定能力」



治療内容によるグラデーション

- ① 予防接種
- ② 内服治療
- ③ 抗生剤点滴
- ④ 内視鏡検査
- ⑤ 抗がん剤治療
- ⑥ 大腿骨頸部骨折手術
- ⑦ 大腸がん手術



理解する力

- 医師から受けた説明の内容をどれほど理解しているか
- 本人自らの言葉で開示された情報を説明してもらう

「診断名は何ですか？」

「病気の特徴は何ですか？」

「病気の経過はどうなると聞いていますか？」

「どんな治療を受けると聞いていますか？」

「治療の良い点と悪い点（副作用）は何ですか？」

「治療を受けない場合の良い点と悪い点は何ですか？」

「あなたの言葉で説明して下さい」

認識する力

- 医師から受けた説明の内容を、患者本人が自分のこととして認識しているか
- 宗教的信念や文化的背景など個人の価値観も含めて検討する
必要があり、最も複雑なプロセス

「今、説明を受けたことについて、これはおかしいとか、何か疑問に思うことはないですか？」

「治療を受けることが自分のためになると思っていますか？」

「どうして、そう思いますか？」

論理的に考える力

- 医療行為の結果を推測した上で論理的に考えられるか

矛盾点をつく：「あなたは治療Xを望まないと言いました。しかし、それは命を守ることができる唯一の治療方法です。また、あなたは死にたくないとも言いました。なぜ、治療Xを拒むのか理由を教えてください」

比較検討：「治療Xよりも治療Y（治療しない）というのが一番良いと思うのですね。それはなぜでしょうか。どんな点で治療Xよりも治療Y（治療しない）方がいいと思いますか」

将来の見通し：「治療Xを受ける（治療しない）とあなたの普段の生活や仕事にどんな影響がありそうでしょうか」

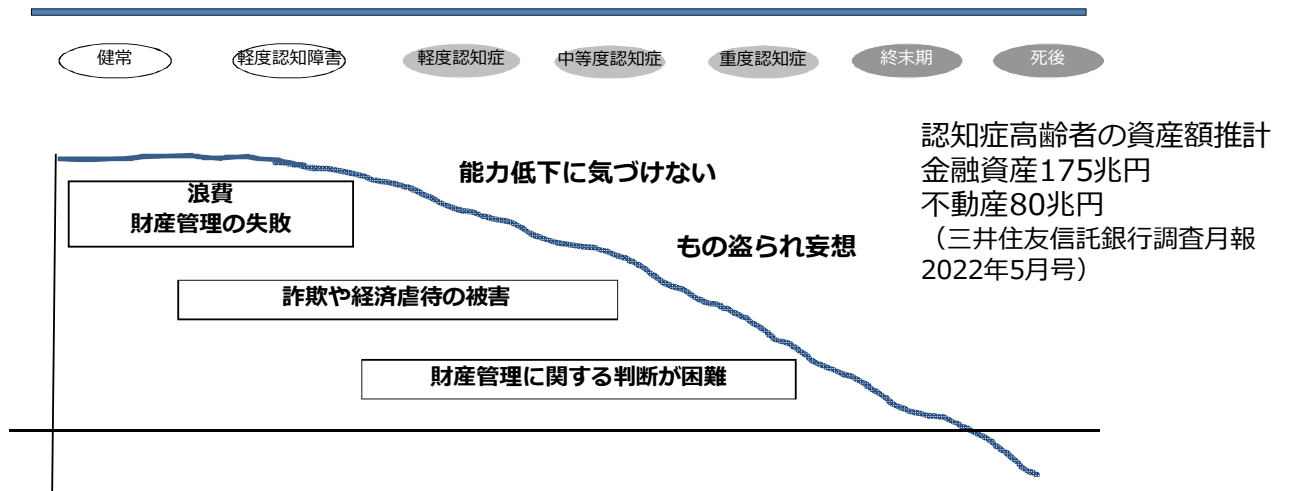
選択を表明する力

- 意思が揺れずに自分の意見をはっきり表明できているか
- 言葉で伝える以外に、文章にして書く、うなづくなどの手段で伝えられる場合も含む

「ここまで、私たちはあなたの病気と治療について話してきました。今はどう思いますか。どうしたいと思いますか」

治療を受けたい／治療を受けたくない／先生（家族）に任せたいなど

財産管理と認知機能低下



もし100万人の65歳以上の高齢顧客がいたら、
そのうち年間4000人が認知症を発症する
 (年間認知症発症率を 4/1000とした場合)



金融商品の特性に応じた取引の扱い

■資産を守れても生活を守れなければ金融機関の役割を果たせないのではないか？

→ 日常生活の維持に直結

判断能力が低下しても取引ができる仕組み ⇒ 生活状況や意思を反映

取引の機能	内容
支払う	現金での支払い／預貯金の払出／口座振替／振込／インターネットバンキング／ATM／海外送金／クレジットカード決済／電子マネー決済／プリペイド決済／為替取引 等
増やす	定期性預貯金／外貨預金／債券／株式／投資信託／貯蓄型保険／現物投資／合同運用金銭信託 等
備える	保険(生命保険・損害保険)／年金／信託／融資 等
遺す	遺言・遺言信託／贈与信託／民事信託／生命保険 等

→ 複雑な取引の理解が必要

取引の可否を判断できる仕組み ⇒ 能力評価による客観的な判断

	Mac CAT-T	金融取引能力評価
認識	<p>疾患に対する洞察：</p> <p>「今説明したことが、〇〇さんの病気の主な特徴ですが、これはおかしいとか、何か疑問に思うことがありますか？」</p> <p>() 同意 () 異議 () わからない</p> <p>※追加の質問 患者が、異議を唱える、あるいは決定できないなら、その異議と患者の回答を記述する。 「どうしてそう思われるのか教えていただけますか？」</p>	取引の説明に対する疑問点の有無を確認する
	<p>治療への自己関与：</p> <p>「薬を使った治療を受けることが、〇〇さんのためになると思いますか？」</p> <p>() 同意 () 異議 () わからない</p> <p>※追加の質問 「どうしてそう思われるのか教えていただけますか？」</p>	取引が自分に与える影響を認識しているかを尋ねる
選択の表明① (最初の選択)	<p>選択の表明（理由づけ）：</p> <p>「〇〇さんの治療法について、整理すると、1つめは薬を飲む方法、2つめは飲まずに様子を見る方法ですね。これらのうち、〇〇さんにとってどれが一番良いと思われますか？」</p> <p>選択： ※追加の質問 「選択した方法」が、一番良いだろうと思うんですね。どのような点で、それが（選択しなかった方法）よりもよいと思われるのですか？」</p>	契約したいか・契約したくないかを尋ねる
論理的思考	<p>結果の予想：</p> <p>「〇〇さんの薬を飲む治療の良い点や悪い点、副作用について話しました。薬を飲むと、〇〇さんの薬や仕事場での普段の生活や過ごし方などどのような変化がありそうでしょうか。思いつくことをいくつか挙げていただけますか。」</p>	取引が自分に与える影響を認識しているかを尋ねる
	<p>方法の比較：</p> <p>「薬を飲まない場合についても考えてみましょう。薬を飲まない場合、〇〇さんの薬や仕事場での普段の生活や過ごし方などどのような変化がありそうでしょうか。思いつくことをいくつか挙げていただけますか。」</p>	契約しない場合の生活の変化について尋ねる

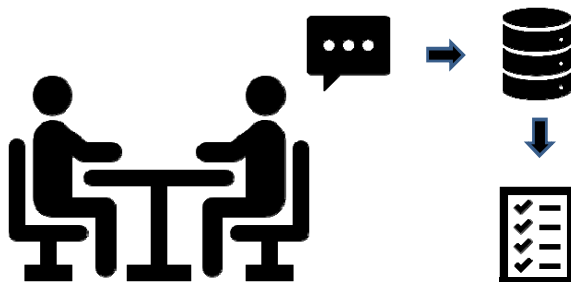
	Mac CAT-T	金融取引能力評価
選択の表明② (最終的な選択)	<p>選択の表明（選択の一貫性）：</p> <p>「先ほど選んでいた治療方法について一通りのことが話に出たと思いますが、いまどのように思われますか？薬を飲む方法と飲まない方法とどちらを希望されますか？」</p> <p>選択：</p>	再度、契約したいか・契約したくないかについて尋ねる

MacCAT-T (試験版) 記録用紙を参考に作成

金融機関高齢顧客対応ワーキング・グループ報告書
(令和2年12月25日)
高齢顧客の判断能力評価、及び意思決定支援における金融業界全体のルール策定についての提言

- ・ 発明の名称_意思決定能力評価装置、システム、及びプログラム
- ・ 特許登録番号_7116515
- ・ 特許登録日_2022/8/2

顧客の会話を自然言語処理により分析することで、当該取引に必要な能力があるかを判定



遺言能力

高齢者のケアと行動科学 2021 第 26 巻 PP. 122-131

(資料・研究ノート)

遺言能力の有無が争点となった 遺言無効確認請求訴訟判例の医学・心理学的検討

藤井 美紗* 京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学
加藤 佑佳 京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学
椎名 基晴 椎名法律事務所
名倉 勇一郎 名倉司法書士事務所
小賀野 晶一 中央大学法学部
成本 迅 京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学

相続財産課税価格 (2020年度)
16.4兆円

2016年に一審判決が出た遺言無効確認請求訴訟を検討

公正証書遺言 17件中5件、
自筆証書遺言 8件中2件に無効判決

No.	判決	遺言の方法	遺言時年齢	性別	認知症診断	認知機能障害	精神症状	遺言の内容	遺言者と原告、及び被告との関係	その他参考
No.1	有効	公正証書遺言	70代後半	女性	脳血管性認知症 (ピンズワングー病) せん妄	覚醒障害		遺産は等分に配分する 財産継承は銀行に委任する	遺言者より被告と密な交流を持っていたことが認められる 原告1人(親族)、被告2人が受遺者(親族) 遺言者に子どもはいない	
No.2	有効	公正証書遺言	80代後半	男性	認知症 正常圧水頭症	HDS-R:15点(シャント術後24点) 短期記憶に障害がみられる 長期記憶の障害はみられない 人、場所、日時がすべてわかる		遺言は3回作成されていた 1回目の遺言は遺言者の一切の財産原告へ相続させる内容 2回目の遺言は単に1回目の遺言を撤回するという内容 3回目の遺言の内容は被告に全遺産を相続させる	原告と被告はいずれも遺言者の子 原告は遺言者と同居 遺言者は原告に対して不信感を抱いていた(原告に身に覚えのない債務を負わされていたため) 原告1人(親族)、被告1人が承継相続人(親族)	H20.1.10 1回目遺言作成 H22.12.20 2回目遺言作成 H23.12.14 シャント手術 H24.5.9 3回目遺言作成
No.3	有効	公正証書遺言	90代前半	不明	認知症 (脳血管性認知症であった可能性が高い)	HDS-R:6点 MMSE:13点 短期記憶障害 見当識低下(季節や今いる場所が答えられない)	不穏等の言動を認める	多数の不動産等を相続させる内容であるものの、全て一人の相続人に相続させる内容である 代償金の支払いについても遺言書に含まれているものの、内容は複雑とは言えない	被告は遺言者の長男(法定相続人でもある)と遺言書作成に関与した税理士 原告は遺言者の次男の子と遺言者の三男 被告は遺言者と同居し、世話をしていた 遺言書の作成にあたっては、被告から原告らに伝達されていた 原告2人(親族)、被告2人(親族1名、税理士1名:遺言執行者)で承継相続人は親族1名のみ	
No.4	有効	公正証書遺言	80代後半	女性	脳血管性認知症(遺言から10か月後に診断され治療を受ける)	記憶は問題なし	暴力、暴怒性あり、恐怖も強い(入院時)ただし、一時的な症状	遺言者の財産の全部を金資産を遺言現金化して葬儀費用と所定の遺言執行費用を削ぎ、被告に包括遺贈する 遺言執行者には銀行を指定する	原告は遺言者の姉の子 被告は遺言者の従姉妹とその娘(遺言者が指定した相続人)であり、遺言者との関係は良好であった。さらに、遺言者の介護において重要な役割を果たしていた。 原告1人(親族)、被告1人が受遺者(親族)	
No.5	有効	公正証書遺言	不明	女性	アルツハイマー型認知症疑い レビエー小体型認知症(どちらも確定診断はされていない)	HDS-R:27点 MMSE:28点 軽い実行機能障害の低下 視覚的、空間的認知能力の低下		財産目録記載の財産(預貯金債権)から、1000万円を永代供養料として、宗教法人(A)に遺贈する 遺言者の有する財産(預貯金債権)から、上記財産目録記載の全員、遺言執行者の報酬(遺言執行者の報酬は、遺言執行対象財産の1%と定める)、並びに遺言者の葬儀納骨費用、公葬費、医療費、老人ホーム利用料などの未払債務の弁済、及び遺言の執行に要する費用を控除した残余の財産をa b cに下記の割合で遺贈する a (イ)会に3分の1 b 公益社団法人(ウ)に3分の1 c (エ)社に3分の1 遺言の執行者の指定 遺言執行者は、預貯金の名義書換、解約、払戻し、受領など本件第2遺言執行のために必要な一切の行為の権限を有し、相続人の同意を要せずして、権限を行使することができる	遺言者に子どもはいない 原告は遺言者の兄、姉とその子 被告は弁護士(遺言者との間で顧問契約をしていた) 遺言者は原告に預け付けたお金の弁済がないことを不満に思っていた 原告は自ら遺言者の成年後見人になるとし、遺言者は原告に対して不信感を抱いていた 原告1人(親族)、被告1人(弁護士)*遺言者の財産は相続ではなく遺贈	遺言を作成した状況や、医師による鑑定書(診断のほか、京都府MIRI・知能検査・心理学的検査などの科学的検査)、公証人とのやりとりをふまえると、遺言者は自己の財産を単独で管理処分する能力を有しており、遺言能力があったと認めるのが相当である。 遺言者は原告に対する不満や不信が積み重なり、原告に遺産を相続させたくないと考えようになっていた点がかえり、遺言の動機を形成するに至った原因の一つに遺産相続を拒絶した点があったことは認められたとしても、遺言者が遺言書を作成した動機に錯誤があったとは認められない

No.	判決	遺言の方法	遺言時年齢	性別	認知症診断 (診察は受けていないもの、 認知症の可能性)	認知機能障害	精神症状	遺言の内容	遺言者と原告、及び被告との関係	その他参考
No.21	無効	公正証書遺言	80代前半	女性		日常生活はさしあたり不自由なく送ることができていたものとみられるものの、自らを「ボケ」と話し、認知能力の低下があることを自覚している旨を述べていた		・遺産(不動産)を被告ら2名に2分の1ずつ相続させる ・相続する遺産は相当な価値を有しており、遺産の大部分を占める不動産を被告らに各2分の1の割合で相続させ、一方で原告には何ら配慮をしない内容	・原告は遺言者の長女 ・被告は次女と遺言者の養女(被告の子) ・原告1人(親族)、被告2人が承継相続人(親族)	遺言証書には3か所に誤記があり、少なくともそのうち相続すべき者に係る2か所の誤記は、遺言はこの文案を2度目とわたくし弁護士事務所で目の前に示され、また公証人が作成した本件遺言証書の原案についても、公証人役場で目の前に示された上、全文の読み聞かせを受けたにもかかわらず、いずれの機会にも誤記を指摘することがなかったというのであり、このことから、上記文案及び原案の内容を十分に認識することができていなかったものと認めるのが相当である。
No.22	無効	公正証書遺言	90代前半	男性	せん妄	見当識障害(せん妄継続時)	長男の急死に精神的打撃を受け、元気をなくし、悲嘆していた	・(1)全ての不動産及び(キ)商店の株式全部を被告に相続させること、(2)金融資産を被告、原告A(遺言者の長男の長女)及び原告(遺言者の長男の長女)に3分の1ずつ相続させること、(3)遺留分の減殺は、まず被告に相続させる金融資産からすべきものと定めること、(4)遺言執行者として被告を指定すること	・原告は遺言者の長男の子ども2人(長女と長男) ・被告は遺言者の長女 ・原告と被告は遺言者の相続人(法定相続分は原告ら各4分の1、被告は2分の1) ・原告2人(親族)、被告1人が承継相続人(親族)	
No.23	無効	公正証書遺言	70代後半	女性	脳血管性痴呆の末期	・HDS-R:13点	・不眠、激しい暴言・暴言 ・包丁を持ち出して原告に対して攻撃的な態度を取る	・遺産は各相続人に特定の財産を相続させる旨の第1ないし3条、遺言執行者を指定する旨の第4条、遺留分の取扱いに関する付言事項とその内容の取扱いには原告の自宅不動産と(ク)果の別荘を相続させる ・被告には被告の自宅不動産と(ケ)果の不動産の持分を相続させる ・共同被告には預貯金や有価証券等の金融資産と有限会社(コ)の出資持分を相続させる ・自らの遺言は、(サ)果と(ケ)果の2か所に埋葬することを望む	・原告は遺言者の長男 ・被告は遺言者の次男、長女は共同被告 ・遺言者の相続人は長男、次男、長女の3名、各人の法定相続人は各3分の1 ・原告1人(親族)、被告1人(親族)で被告共同人が1人(親族)	遺言作成前に、共同被告から任意後見監督人選任の申立てが、原告から成年後見開始審判の申立がなされていた
No.24	無効	自筆証書遺言	80代前半	男性	アルツハイマー型認知症	・HDS-R:9点(遺言作成1年11月前時点) ・短期記憶は問題あり、重度 ・見当識障害は見られることが多い		・遺言者が自ら養子縁組をして日常生活の面倒をみてもらっている原告に相続をさせず、日頃から付き合いの少ない被告らに包括遺贈する内容 ・遺言書には遺言者の個別の財産に関する記載がなく、単純に両人の遺産を被告らに全て遺贈するという内容になっている	・原告は遺言者の長男 ・被告は遺言者の次男、長女は共同被告 ・遺言者の相続人は長男、次男、長女の3名、各人の法定相続人は各3分の1 ・原告1人(親族)、被告1人(親族)で被告共同人が1人(親族)	遺言作成時にはすでに成年後見が開始されていた
No.25	無効	自筆証書遺言	90代前半	不明	アルツハイマー型認知症	・夜になると、話がこみ合わない、同じ事を何度も言う、家の中を徘徊する(診療時の医師の記載)	遺言当時、度々窓の外から誰か見ていると発言するなどの妄想的言動もみられた	不動産のうち建物1及びその敷地である土地1の各所有権並びに建物2の共有持分3分の1を法定相続人の1人である被告に譲る	・遺言者の子は3人、そのうちの1人が原告、そのうちのもう一人が被告、3人はいずれも遺言者の法定相続人 ・施設に入所するまでの遺言者は独居であり、独居当時、被告は遺言者の様子を確認するために昼食や夕食の際には一緒に食事をするなどしていた ・原告1人(親族)、被告1人が承継相続人(親族)	

椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト

<http://www.kpu-m.ac.jp/doc/news/2019/20190207.html>

現在希望している遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる	
1	<ul style="list-style-type: none"> 現在の自分の財産を把握している 自分の推定相続人を把握している 遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している
【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる	
2	<ul style="list-style-type: none"> 過去(当初の遺言作成当時)の財産を把握している 過去(当初の遺言作成当時)の推定相続人を把握している 過去(当初の遺言作成当時)の遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している 遺言内容のほかに遺言の方式も変更する場合は、その理由を説明できる【※この項目は必須ではありません】
現在希望している遺言内容により、推定相続人のうち特定の推定相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らしたりする場合、その特定の推定相続人は誰か、本来受け取る分配からおおまかにどの程度減るのかを説明できる	
3	<ul style="list-style-type: none"> 現在の自分の財産を把握している 自分の推定相続人を把握している 推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握している 遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している 法定相続分について理解している 遺留分について理解している
自分の遺言内容によれば、誰と誰の間にどのような葛藤や緊張(感情的対立を含む)が生じる可能性があるのかを認識している	
4	<ul style="list-style-type: none"> 誰と誰の間に葛藤や緊張が生じる可能性があるのかを、一般論としてではなく自分に関する事柄として認識している

5 現在希望している遺言内容により、法定相続人のうち特定の相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らす場合、なぜそのような分配にするのか、その理由となる事情を述べる事ができる
 ・ 自分が遺言をすることについて、自分のこととして考えて理由を述べられる（※理由の合理性は問わない）

6 なぜ遺言という方法を選択するのか、法定相続のままにしておく方法や生前贈与、養子縁組、パートナーと婚姻する方法など、他に検討できる方法と比較して、理由を述べる事ができる
 ・ 「他の選択肢とその結果」と「遺言とその結果」を比較した上で合理的に判断している

7 現在希望している遺言内容により、それぞれの相続人・受遺者について、メリットまたはデメリットのいずれが生じることになるか及びその内容を説明できる
 ・ 現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる
 ・ 自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる
 ・ 推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握し、その情報を運用できる
 ・ 遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握し、その情報を運用できる
 ・ 法定相続分について理解し、その情報を運用できる
 ・ 遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】

8 【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容と比べて、それぞれの相続人について、どのようなメリットまたはデメリットが生じることになるかを説明できる
 ・ 現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる
 ・ 自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる
 ・ 遺言内容の変更に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握し、その情報を運用できる
 ・ 法定相続分について理解し、その情報を運用できる
 ・ 遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】

9 表明された意思が二転三転することなく、一貫している
 ・ 遺言内容に関して表明された意思を複数回確認しても一貫性がある

©日本意思決定支援推進機構 2018

検査法の開発

- ① 遺言場面に関する判断
- ② 基本的金銭概念
- ③ 遺言に関する単語問題

所要時間：約30分

遺言スクリーニング検査：実施報告書

氏名	●●●● 様	生年月日	●●●● 年 ● 月 ● 日
性別	男 ● 女 ●	検査日	●●●● 年 ● 月 ● 日
年齢	●● 歳	検査者	●●●●

●認知機能検査
 HDS-R 23 / 30 (20点以下：認知機能の低下が疑われる)
 ◎ 0 10 20 30 ◎
 認知機能の低下が疑われます

J-EXIT25 17 / 50 (16点以上：認知機能の低下が疑われる)
 ※失点方式：成績が低いほど認知機能レベルは良好
 ◎ 50 40 30 20 10 0 ◎
 認知機能の低下が疑われます

●知ろう傾向
 GDS 3 / 15
 ◎ 15 10 5 0 ◎
 知ろう傾向高い 要注意 知ろう傾向低い

●遺言能力スクリーニング検査

①遺言場面に関する判断 13 / 15
 ②基本的金銭概念 9 / 12
 ③遺言に関する単語・知識 5 / 6

総得点 27 / 33
 ◎ 0 10 20 30 ◎
 C B A
 ※後記評価基準を参照してください。

【備考】
 挨拶礼節：挨拶 (有・無) 服装の美しさ (有・無)
 姿勢・取り組み：自的の理解 (有・無) 取組の熱心さ (有・無)
 応答：反応速度 (速い・遅い) 注意集中 (高・低)
 表情：疲労の訴え (有・無) 聞き返し (有・無)
 表情：笑顔 (有・無) 表情 (有・無)
 視覚・聴覚など：眼鏡 (有・無) 補聴器 (有・無)
 その他：開始後30分経つと、応答せずぼんやりと目を見つめていることが2回あり、その度に、検査者が名前を呼んで注意を喚起する必要がありました。

実施して分かったこと

- 90代でも保たれている人がいる
- どこが保たれていて、どこが低下しているかがわかるので、能力に応じた遺言を作成する指針になる
- 施行には認知機能検査への熟練が必要
- 普及すると高齢者が遺言を残す際に能力評価が必須になり、一部の家族による不当な介入を受け本人の本意でない遺言書を残してしまう割合が減り、訴訟の減少につながる可能性を秘めている。

研究 高齢者の認知機能障害に応じた消費トラブルと対応策の検討に関する研究

【研究の概要】

消費生活相談情報の分析等を通じて、認知症や認知機能障害のある消費者の行動特性を解明。
 研究リーダー：成本 迅 京都府立医科大学大学院教授

問題意識・課題

- **2025年には認知症の人の数は730万人を超え、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になるとの推計もある。**
- 認知症や認知機能障害のある消費者の行動特性や消費者被害・トラブル等の実態は必ずしも明確にされていない。

実施する取組

- **テキストマイニング等の先端的なデータ分析手法を活用し、認知症や認知機能障害のある消費者からの消費生活相談情報を分析。**
- **高齢者の顧客対応を行っている企業に対してヒアリングを行い、取組や課題を収集する。**

成果イメージ・効果

- 認知症のタイプによる消費者のせい弱性の解明。
- 消費生活センター等での相談対応や高齢者の見守りネットワークでの認知症等の消費者への対応力の向上。

▼主な認知症のタイプと行動特性▼

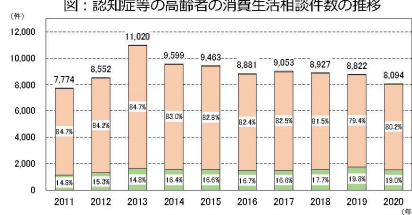
アルツハイマー型
 最も頻度が高い。見当識障害、記憶障害などさまざまな認知機能障害が生じ、年単位で認知機能の低下が進行。

レビー小体型
 注意の変動性がみられる。視覚認知、注意力・実行機能の障害が目立ちやすい。

前頭側頭型
 初期から性格・行動の変化がみられる。社会的逸脱行動や脱抑制などが生じる傾向にある。

脳血管性
 歩行障害などの神経学的徴候や尿失禁が早期からみられる。感情が高ぶりやすく怒りっぽくなる一方、無気力で活動性の低下などがみられる。

図：認知症等の高齢者の消費生活相談件数の推移



□契約者が相談者と同一 □契約者が相談者と異なる

(備考) 1. FIO-NEETに登録された消費生活相談情報(2021年3月31日までの登録分)。
 2. 契約当事者が65歳以上の「判断不十分者契約」に関する相談。

消費者庁新未来創造戦略本部の重点プロジェクト 新未来に向けた基礎研究

高齢者の認知機能障害に応じた消費トラブルと対応策の検討に関する研究

(2020～2022年度, 研究リーダー：成本迅京都府立医科大学大学院教授)

【研究の概要】

消費生活相談情報の分析等を通じて、認知症や認知機能障害のある消費者の行動特性を解明

- テキストマイニング等の先端的なデータ分析手法を活用し、認知症や認知機能障害のある消費者からの消費生活相談情報を分析
→認知症のタイプによる消費者のせい弱性の解明
- 高齢顧客の対応を行っている企業に対してヒアリングを行い、取組や課題を収集
→消費生活センター等での相談対応や企業での認知症等の消費者への対応の向上を目指したガイドブック等の作成

慶應義塾大学江口洋子先生作成資料

PIO-NETの分析

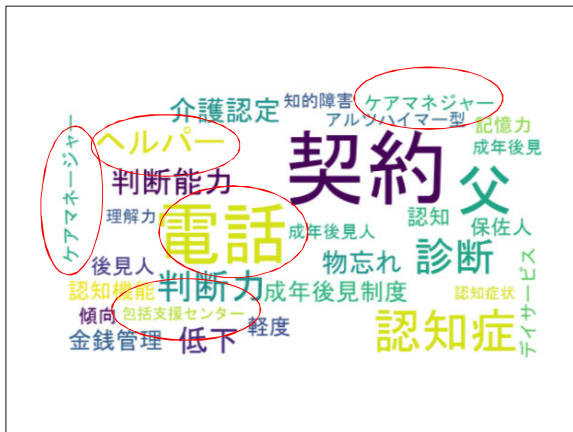
表3 「判断不十分者契約」の登録件数（年代+性別）

	70代男性	70代女性	80代男性	80代女性	90代男性	90代女性	合計
2011-2012	1,458	3,890	2,483	7,221	345	749	16,146
2013-2014	1,647	4,292	2,938	9,229	444	1,098	19,648
2015-2016	1,537	3,277	2,863	7,871	532	1,070	17,150
2017-2018	1,474	3,072	3,075	7,454	610	1,217	16,902
2019-2020	1,642	2,786	2,944	6,869	653	1,156	16,050

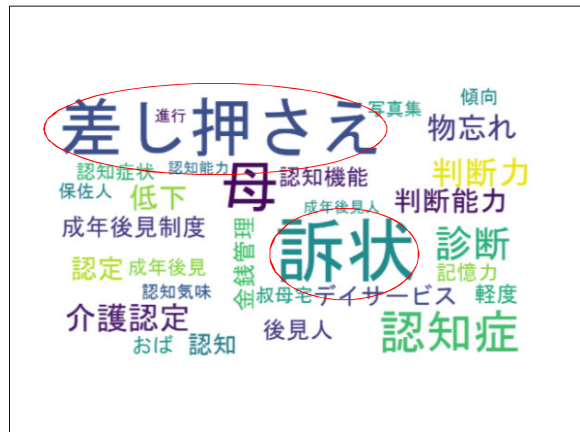
加藤ら, 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センタープロGRESSレポート, 2022

慶應義塾大学江口洋子先生作成資料

PIO-NETの分析



(a 男性)



(b 女性)

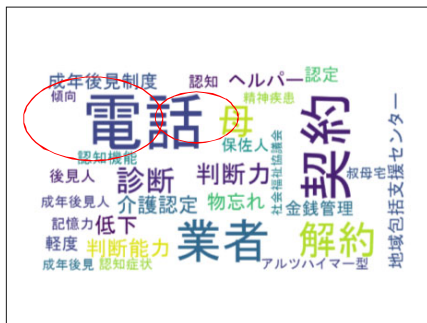
図2 2019-2020 年度における判断不十分契約における性別ごとの相談内容に関する重要度のワードクラウド

相談経路に関する特徴：男女ともに子からの相談に加え、男性ではケアマネジャーやヘルパーなどの介護福祉関係者、女性の場合は子以外の甥や姪からの相談や気づきも重要
 契約トラブルにつながり得るツールや販売方法：男性では電話を介した契約トラブルの重要度が高い一方、女性では郵送によって裁判所をかたって未納料金などの支払いを指示されるといったトラブルの重要度が高い可能性がある

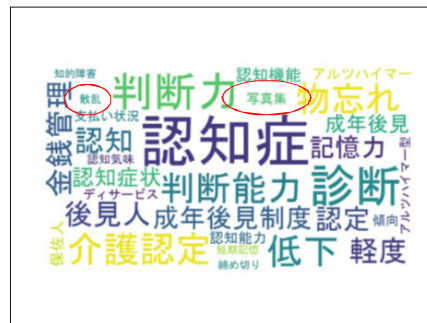
加藤ら, 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センタープログレッシブレポート, 2022

慶應義塾大学江口洋子先生作成資料

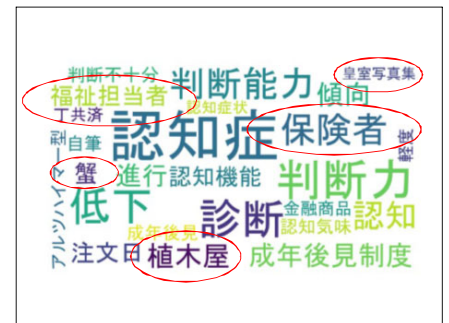
PIO-NETの分析



(a 70代)



(b 80代)



(c 90代)

図3 2019-2020 年度の判断不十分者契約における年代ごとの相談内容に関する重要度のワードクラウド

相談経路に関する特徴：90代は親族からの相談を意味する単語はみられない。

商品及びサービスに関する特徴：70代は固定電話回線を光回線に変更する際の勧誘や、スマートフォンの利用への移行に伴う携帯電話の契約トラブルが特徴として表れている可能性が高い。90代では「蟹」「金融商品」「皇室写真集」の単語が出現していることから、蟹などの海産物を買わされる勧誘や、金融商品や新元号への改元に便乗した高額な皇室写真集の購入の勧誘に関して、90代が特にターゲットになっていることが考えられる。さらに、90代では「保険者」「植木屋」の単語も出現しており、これらとの契約によるトラブルの重要度も高いと考えられる

加藤ら, 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センタープログレッシブレポート, 2022

慶應義塾大学江口洋子先生作成資料

年齢、性別による特徴

年代	認知機能	生活状況	
		男性	女性
70	認知機能低下は一部	ICT利用、資産運用	旅行、購買
80	認知症の人が徐々に増加	資産運用	購買 遺産や保険金の受取
90	記憶障害、実行機能障害を持つ人が過半数	施設入所 相続	施設入所 相続



認知症の人にやさしい対応のためのガイド
安心・安全な契約に向けて

目次

PART 1	事業者が経験したトラブル	p.5
PART 2	初めて認知症を学ぶ人へ	p.12
PART 3	認知症と消費者トラブル	p.19
PART 4	認知症にやさしい仕組み	p.24
PART 5	認知症に配慮した企業の工夫	p.35
PART 6	帯未付録 認知症に関する講座・相談先など	p.47

相談事例 1

認知症の両親が結んだ工事の契約を取り消したい

相談者：Aさんの奥さん（45歳）/当事者：Aさん夫婦（75歳、妻76歳）

POINT

□すでに契約し、資料も発送済み □認知症を理由に家賃から解約を要される



当社は建築・リフォーム業を営んでいます。ある日、現場で作業をしていると、Aさんの契約が働いているのが見えたため、工事の進捗の遅れを心配して契約を取り消したいと相談されました。Aさん夫婦は、奥さん（76歳）とご夫婦で生活されています。奥さんの認知症が原因で、工事の進捗が遅れていると判断され、工事の中止を求められました。

奥さん夫婦は、奥さんの認知症が原因で、工事の進捗が遅れていると判断され、工事の中止を求められました。奥さん夫婦は、奥さんの認知症が原因で、工事の進捗が遅れていると判断され、工事の中止を求められました。

事業者へのアドバイス

- 顧客が契約内容を理解しているか、またどんな理由で契約を希望しているのかも確認して記録しましょう。
- 顧客がどう考えているのかも確認し、もし反対されているようならできるだけ同意を依頼しましょう。同意が難しいようであれば、契約内容をこの両者からお子様へお話をいただき、その後、契約することも検討しましょう。
- ワーキング・オフ期間中（今回のケースでは契約書交付から2日間）に再度契約確認を行った上で資料発送することを推奨します。

認知症の人に多い消費者トラブル

※記載の消費者トラブルについては、企業へのヒアリング等を基に作成しています。



認知症に見せかけて・・・

商品を盗られそうになったので、声をかけたところ、「私は認知症なのに、捕まえるのか」と、認知症のようなふりをされる人がいます。



認知症の判断は難しいため、まずはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

認知症の人に配慮した顧客対応の指針

- その1 安心して買い物したり質問したりできる環境を整えよう
- その2 記憶力低下を補う方法（説明内容の資料など）を工夫しよう
- その3 契約にあたっては、本人の理解度を確かめよう
- その4 認知症に気づいて対応できるよう準備しよう
- その5 定期的に1から4が達成されているか確認する仕組みを作ろう

契約能力を確認する工夫

契約能力を確認するにあたっては、理解できた内容を本人の言葉で話してもらおうとしましょう。以下の項目について、明確な回答があるかどうかを確認することが大切です。

確認事項の例

契約・購入を希望する理由を明確に答えられるか	必要な費用について正しく理解できているか
支払（タイミングや方法等）について正しく理解できているか	契約やサービスの内容や期間について誤解なく把握できているか
契約の条件を認識できているか	契約の取消や苦情申し立ての窓口を知っているか

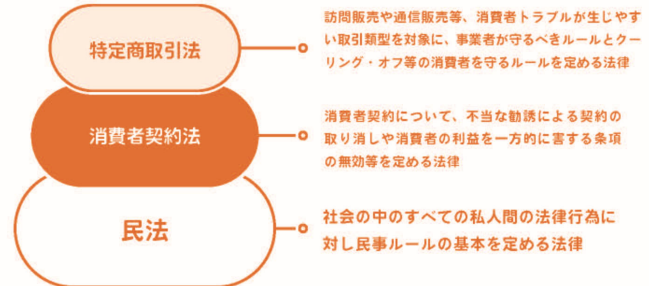


チェックリストの記載例 (スマートフォンの契約)



確認項目	本人の回答
<input checked="" type="checkbox"/> 契約購入を希望する理由 <input type="checkbox"/> キーワードの提示 ()	● 今まで使っていたものが壊れて不便
<input checked="" type="checkbox"/> 必要な費用 <input type="checkbox"/> キーワードの提示 (利用料、サポート費、手数料)	● 基本料金が5,200円と、サポート費が1年ごとに3,000円 ● 契約手数料が1,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 支払が必要になるタイミング <input type="checkbox"/> キーワードの提示 (毎月、1年ごと)	● 毎月、基本料金が5,200円かかる ● サポート費も毎月3,000円? ※ 1年ごとにかかるは、修正
<input checked="" type="checkbox"/> 支払の方法 <input type="checkbox"/> キーワードの提示 ()	● これまでと一緒(口座から引き落とし)
<input checked="" type="checkbox"/> 契約やサービスの内容 <input type="checkbox"/> キーワードの提示 (安心セット)	● 基本的なメニューだけが入っているプラン ※ 安心セットについてキーワード追加提示 ● 安心セットをつけるから、サポート費がかかるけれど、遠隔で操作のサポートをしてもらえる
<input checked="" type="checkbox"/> 契約の期間 <input type="checkbox"/> キーワードの提示 (自動更新)	● 2年間 ※ 自動更新の確認 ● 2年経ったら自動で更新されるから、解約するときは連絡する
<input checked="" type="checkbox"/> 契約の条件 <input type="checkbox"/> キーワードの提示 (基本プラン、期間、違約金)	● 基本プランは、最低2年間の契約が必要 ※ 違約金についてキーワード追加提示 ● 2年以内に解約する場合、違約金が発生する 違約金は10,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 契約の取消や苦情申立ての窓口 <input type="checkbox"/> キーワードの提示 (相談窓口、電話番号、解約)	● 困ったときは、〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇に連絡 ● 解約したいときも連絡すればよいし、解約はお店でもできる

| 40 |



ご清聴ありがとうございました